

第25回 浦幌町農業委員会総会議事録

平成28年 8月26日 開会

平成28年 8月26日 閉会

浦幌町農業委員会

平成28年8月26日 第25回農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午後 3時57分

閉会 午後 4時21分

1 出席委員

1番 佐藤泰彦	2番 石森正浩	3番 高橋福一
4番 福田和己	5番 大坂有	6番 山村幹次
7番 木南和徳	8番 廣富一豊	9番 高木政志
10番 阿部優	11番 森秀幸	12番 村岡秀樹
13番 小川博幸		

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長	前田 勇
事務局長補佐(振興係長)	宿院 賢一
農地係長	高橋 博勝

○議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 諸般の報告について
- 日程第3 議案第1号 土地現況証明願について
- 日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可に係る計画変更について

4 議事内容 午後3時57分開会

○前田事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 只今の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第25回農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 議事録署名委員の指名について

○小川議長 日程第1「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第12条第2項の規定により、議席番号2番石森委員、3番高橋委員を指名いたしますのでよろしく願いいたします。

●日程第2 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第2「諸般の報告」について事務局長より報告をお願いいたします。

○前田事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第3 議案第1号 土地現況証明願について

○小川議長 次に移ります。日程第3、議案第1号「土地現況証明願について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第1号、土地現況証明願について。このことについて、下記の者より願出があったので審議されたい。平成28年8月26日提出。浦幌町農業委員会会長。土地の表示は、記載のとおりであります。土地の所有者及び申請人は、幕別町に住所を有する方です。願出目的は「地目変更」です。調査結果といたしましては、8月16日に高木委員ほか2名の委員さんと現地調査をしたところ、利用状況は、「原野」でありました。議案次ページに願出地の位置図を添付しておりますのでご覧いただきご審議のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の高木委員から現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○高木委員 本申請地につきましては、只今、事務局の説明のとおり8月16日に現地を確認したところ、山林に隣接した土地で雑木などが生えており、現況地目は原野でありました。以上報告といたします。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号を採決いたします。本案を願出のとおり証明することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は、願出のとおり証明することに決定いたしました。

●日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第4、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについ

て、下記の者より申請があったので審議されたい。平成28年8月26日提出。浦幌町農業委員会会長。番号15番、貸主は、トイトツキに住所を有する方、貸主は、長崎県雲仙市に住所を有する法人です。申請地の土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況「畑」、面積は、45,903平方メートルです。契約の種類は、「賃貸借」、価格及び単価は、記載のとおりであります。契約期間は、平成28年8月29日から平成33年11月30日までの5年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、借主の希望により農地を貸し付ける。借主は、新たに農産物の生産、販売を実施するためであります。

借主につきましては、長崎県雲仙市で平成26年10月に法人を設立し、現在は、借地13ヘクタールほどの農地でレタスを生産・販売しております。今回の申請地では、冬場を除いた4月から9月まで年3回収穫し、出荷先の豊頃町の法人や地元の農協を経由して販売するものであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」、「地域との調和要件」などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案次ページに、「3条番号15」の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の高木委員から現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○高木委員 番号15番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、新たに農産物の生産、販売する内容であり、8月13日に現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件を全て満たしていることを報告いたします。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。はい、大坂委員。

○大坂委員 今、借主の説明がありましたが、初めて聞く名前なので、もう少し詳しい説明をお願いします。

○高橋係長 質問にお答えいたします。これにつきましては、長崎県の法人ということで先ほど説明したとおり、平成26年10月から法人を立ち上げて、経緯としては、前回、隣の農地を借りています豊頃の法人を経由して今回新規に入ってきたという内容でございます、その法人がレタス栽培について勉強というか今後栽培したいということで、その内容も含め共同ということで入ってきた新しい法人でございます。

○小川議長 大坂委員、よろしいですか。

○大坂委員 はい。

○小川議長 そのほか、ありませんか。森委員。

○森委員 議案の別紙でも良いので、例えば、構成員とか人数とかを周知しても良いのではと思っております。この辺はどうでしょうか。

○小川議長 はい、係長。

○高橋係長 今後におきましては、新規の事業内容ということで、添付資料という形で、別紙で提示したいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

○小川議長 森委員、よろしいですか。

○森委員 はい。

○小川議長 そのほか、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第5 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第5、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成28年8月26日提出。浦幌町農業委員会会長。番号4番、申請人は、直別に住所を有する方です。申請地は、記載のとおりであります。転用計画といたしましては、農家住宅の建設となっております。転用時期は、許可日から永久でございます。許可となる根拠といたしましては、農地転用の不許可の例外、農地法第4条第6項のただし書きで、その他政令で定める相当の事由があるときに許可することができるとされており、その他政令で定める相当の事由とは、農地法施行令第11条第1項第1号及び第10条第1項第2号により、第1種農地で地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる農地の転用であり、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画とは、農地法施行規則第38条及び第39条で、農業振興地域整備計画に定められている施設となっております。これらの条項に農家住宅の建設用地のための転用が該当しますので、農地法の転用許可基準からみてもやむを得ないものと判断いたします。次のページ以降に資料として、位置図、施設配置図、求積図、立平面図等を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしく申し上げます。なお、本申請に伴う許可書の交付は、農地面積が30a以下のため、本農業委員会総会で許可相当と判断されたのち、許可書の交付となります。以上でございます。

○小川議長 ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありますか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可に係る計画変更について

○小川議長 次に日程第6、議案第4号「農地法第5条の規定による許可に係る計画変更について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第4号、農地法第5条の規定による許可に係る計画変更について。このことについて、下記の者より事業内容の計画変更があったので審議されたい。平成28年8月26日提出、浦幌町農業委員会会長。本案件につきましては、先月26日の第24回農業委員会総会の議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について決定可決され、翌日の27日に許可番号第1号で許可書を交付しましたが、その後、土地の所有者より事業内容の契約変更があったものがあります。事業計画の変更内容は、贈与から使用貸借への契約変更であります。以上について、ご審議のほどよろしくお願ひします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日附議された議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いします。

○各委員 (「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。

●閉会の宣告

○小川議長 それではこれをもちまして第25回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後4時21分閉会